



## 景観緑三法がスタートしました

近年、都市化の進展や地方の過疎化などによって、昔からの美しい景観が失われてきています。そうしたなかで、地域の美しさを守るため、独自の条例を定めている自治体も多く現れてきております（平成 16 年 3 月末現在 470）が、それを支える法的根拠がないことから、その適用には限界がありました。

そこで、これらの自治体が行う「景観づくり」を支援するための新しい法律として、「景観法（平成 16 年 6 月法律第 110 号）」が新たに制定され、これに併せて、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法律第 111 号）」並びに「都市緑地保全法等の一部を改正する法律（同年法律第 109 号）」が制定されました。これらの三つの法律は、総称して「景観緑三法（けいかんみどりさんぽう）」と呼ばれ、同年 12 月 17 日から施行されております。

以下、その内容を要約してご紹介いたします。

### 1 景観法

景観法は、良好な景観の形成について、国としての「基本理念」や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにした、日本で初めての法律です。

良好な景観は、国民共通の資産であることが明文化されており、そのための手順として、

地方自治体が「景観行政団体」となって、規制も含めた「景観計画」を作成する（公聴会等によって住民の意見を反映）。

住民側からも「景観計画」を提案できる。

比較的広い地域に対して緩やかな規制を行う「景観計画区域」と、より積極的に進める「景観地区」に分類し、地域の特性に応じた規制誘導を行う。

違反があった場合は、罰則を科す。

などが規定されております。

### 2 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

都市の景観を損なう大きな原因となっている違反広告物対策として、「屋外広告物法」が改正され、違反広告物の「簡易除却」の対象拡大。

屋外広告業を登録制にする。

許可区域を全市町村に拡大。

景観行政団体になった地方自治体は、すべて「屋外広告物条例」を制定できる。

ことになりました。

### 3 都市緑地保全法等の一部を改正する法律

緑を保全する「緑地保全地域制度」。

敷地が大規模な建築物の新築・増築について、その敷地内の緑化を義務づける「緑化地域制度」。

土地の有効利用等の観点から、駐車場・店舗などの施設と都市公園とを立体的に整備することのできる「立体都市公園制度」など、都市の緑の確保に関する制度が創設されました。

これらの法律により、我々の生活が景観の面からもより豊かになることが期待されます。

なお、景観法の「基本理念」に関しましては、官報資料版（H17.3.30.P16）をご覧ください。

## 人間が理想を持つことの意味

新社会人が新鮮な気持ちで就職して早1か月が過ぎ、新しい職場の先輩たちとも多少の会話ができる程度になっている時期かと想う。聞いてみたいことももどかしく聞けなかった入社当時がなぜか懐かしくさえ感じるのではないだろうか。

こんな時期になると先輩たちに誘われて、会社の帰りに一杯やるような機会もあるのではないだろうか。私事で恐縮であるが、私もそんな時に若気の至りと言うか、お酒の勢いと言うか、結構おしゃべりしたような記憶がある。調子に乗って自分の夢とか理想とかを滔々と話すような時、先輩たちは異口同音に「理想は理想として現実の仕事をしっかりやるべきだ。」と窘められることがたびたびあった。時には、「君はまだ若いよ。」とか、「蒼いなー」とか、辛らつな言い方をされたときも何度となくあった。いつの時代にあっても後輩と先輩たちの会話の中には、こんな一コマを経験するのではないかと思う。勿論、現実の一つ一つを確実に乗り越えて一日も早く先輩を越えることは、新社会人に会社が期待するところであろうが、果たして「理想」を持つこと「夢」を持つことは社会人として未熟な代名詞になるのだろうか。逆に、社会人として成熟すると理想とか夢は持たないのであるだろうか。これは私の社会生活人生の中での課題でもあった。

現在、私も50歳を過ぎていつしか若い人たちを見る立場になってから、改めて「理想」とは、と考えてみた。かつて某新聞にこんな言葉があった。これは“20世紀のデカルト”と言われたイギリスの哲学者ホワイヘッドの言葉であるが、「何らかの理想 人間社会の向上への希望、他の人々を幸せにする喜び、進歩を阻む障碍に立ち向かう勇気 を掲げなければ、君たちは自分のしていることに関心を持ってないでしょう。このような理想は、君たちの学問（仕事）と本質的かかわりがあります。」というものである。理想を持たないと現実の事柄を自分とのかかわりで受け止めることが難しい。仕事においても、今の自分と現実に関わる仕事との本質的かかわりを理解できない。私はこの言葉に勇気づけられて、今日あるものと思っている。

人間と動物の違いを色々な観点から論じることができるが、「理想」を持つことが人間の証ともいえるのではなかろうか。子供を生んで、育てて、「食」を求めて時には戦い子孫の繁栄を企てる行為は動物でも立派に果たしている。俯瞰してみると現代の人間社会の映像は動物となんら画するところがないようにも思える。

「なんのために」を自分に問いかけるとき、自分の中にはっきりと納得する答えを見つけられる人生ほど幸せなことはない。

益々混沌の度を増していく感さえする現代にあって、自分の明確な理想を持つことは非常に重要なことであろう。これは団体や組織にあって同じであろう。やはり、「人間は考える葦」でなくてはならないのかも。（鹿田）



## ひまわり襲名

「気象衛星ひまわり」という呼び名がメディアから消えて久しい。「ひまわり」は初代衛星が1977年に打ち上げられて以来、気象予報に大きく貢献したのはもちろんのこと、天気予報の華として国民に最も身近な衛星となっていた。5号（GMS-5）まで代を重ね、雲画像を送りつづけていたが、GMS-5が老朽化のために2年前の2003年5月に引退。以後、アメリカからリースしたゴーズ9号（GOSE-9）にバトンタッチして現在に至っている。



当初からアメリカ製衛星に任務を託す計画だった訳でなく、ひまわりの後継機は日本で計画されていた。しかし相次ぐトラブルのため計画を中断。日本の宇宙開発に大きな影を落としたことは記憶に新しい。

紆余曲折の末、今年の2月26日に種子島宇宙センターからMTSAT-1Rを載せたH2Aロケットが打ち上げられ、衛星は見事静止軌道に乗った。他人事ながらNASDA関係者もさぞかしホッとしたことだろうと思う。

MTSAT-1Rは「運輸多目的衛星」と呼ばれる衛星で、気象観測機能を持つものの、実は航空管制が主任務である。広大な太平洋上を飛ぶ航空機を空からコントロールすることで効率化を図るといふ。確かに数千キロに及ぶエリアを地上無線でカバーするには限界があり、この衛星の必要性が理解できる。

さて、興味深かったのは衛星の愛称。GMS-5が引退したとき、これで「ひまわり」の名称は終わり。というアナウンスを聞いたことがあった。ひまわりの後継機は気象衛星ではなくなるので別の名前になるという趣旨であった。実際、打ち上げに失敗したMTSATには公募で「みらい」という愛称が決まっていたようだ。

結論から言うと、MTSAT-1Rは「ひまわり6号」の愛称に決定した。公募は行われず、気象庁と国土交通省の間で様々な意見が飛び交ったとされるが、結局、国民的知名度には勝てなかったようである。長く気象に親しんできた者にとって「ひまわり襲名」はなんとも粋な計らいに思えた。

3月24日、順調な飛行を続ける「ひまわり6号」からの初画像が公開された。まん丸の全球画像にはエッジの立った雲列や大陸の海岸線がくっきり写っていた。デジタル方式に移行し、1億3000万画素の画像で地球の大気を30分毎に切り取るらしい。スペック上ではGMS-5やGOSE-9をはるかに上回る性能を持っていて、夜間の低層雲や霧なども識別でき、予報解析に一役買うという。アピールするのは良い点ばかりと思うが、そこまで言われれば、その実力を早く無圧縮写真で見てみたくなる。

順調に進めば、ひまわり6号は今年5月にゴーズ9号から撮影を引継ぐ予定である。お茶の間に2年ぶりの「ひまわりの雲画像」が届く日は、もう目前である。

（今村）

環境法令等の動き < 抜粋 > ( H17.1.1 ~ H17.3.31 )

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
1	1.6	政令第4号 (環境省)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際希少野生動植物種として、フジイロボウシインコ、コバタン、クモノスガメ等を加える等の改正</li> <li>・ 器官及び加工品の見直し</li> <li>・ 登録の要件としてアフリカゾウに関するものの変更を行うこととした</li> </ul>
2	1.6	政令第5号 (環境省)	廃掃法施行令の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5章を第6章とし、第4章の次に「第5章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更」を加える</li> <li>・ 第13条の2として、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更によって当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして都道府県知事が指定するものを規定した</li> </ul>
3	1.12	環境省告示第1号	環境大臣が定める熱分解の方法 廃掃法施行令第3条第2号ロ(平成16年9月29日付政令第296号参照)の規定により、環境省令で定める構造(平成16年10月27日付環境省令第24号参照)を有する熱分解設備を用いる場合の、「環境大臣が定める方法」として、生じたガス、残さ、排出口からの排出ガス等について規定した
4	1.12	環境省告示第2号	PCB廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものを指定した件 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 名称 日本環境安全事業(株)</li> <li>2. 住所 港区芝 1-7-17</li> </ul>
5	1.12	官報 資料版 No.2399(官報第4010号付録)	公害紛争処理白書(平成16年度版)のあらまし 公害紛争等の現状と処理 公害等調整委員会の平成15年度年次報告の概要
6	1.20	条約第1号 外務省	気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 この議定書は、先進国等が平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの5年間に於いて、数量化された約束に従って、温室効果ガスの排出を抑制し又は削減すること等を定める <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 定義:「締約国会議」、「条約」、「気候変動に関する政府間パネル」、「モントオール議定書」、「出席しかつ投票する締約国」、「締約国」及び「付属書」に掲げる締約国の定義について規定            「条約」: 1992年5月9日にニューヨークで採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」をいう            「付属書」に掲げる締約国: 上記の「条約」の付属書(その最新のもの)に掲げる締約国又は条約第4条2(g)の規定に基づいて通告を行った締約国をいう</li> <li>2. 政策及び措置</li> <li>3. 排出の抑制及び削減に関する数量化された約束</li> <li>4. 約束の共同履行</li> <li>5. 国内制度</li> <li>6. 共同実施</li> <li>7. 情報の送付及び検討</li> <li>8. 条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進すること及び条約に基づく資金供与</li> <li>9. 低排出型の開発の制度</li> <li>10. 組織規定</li> <li>11. 排出量取引</li> <li>12. 不遵守</li> <li>13. 最終条項</li> <li>14. 付属書</li> </ul>



整理番号	月日	区分・番号	名称・内容														
			<p>付属書A：第3条により規制される温室効果ガス並びに当該ガスが発生する部門及び発生源の区分を規定            付属書B：付属書Iに掲げる締約国の排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（基準となる年又は期間に乗ずる百分率）を規定</p>														
7	1.28	環境省告示第12号	<p>廃掃法施行規則第1条の7の4第1号ニ及び第2号ハに規定する環境大臣が定める方法（平成16年10月27日付環境省令第24号参照）            一般廃棄物埋立地等に係る保有水等、放流水及び周縁の地下水について、環境大臣が定める水質の検定の方法を規定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">環境大臣が定める水質の検定の方法</th> </tr> <tr> <th>ダイオキシン類に係るものを除く</th> <th>ダイオキシン類に係るものに限る</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水等</td> <td>昭和49年9月環告第64号による（本告示第1号）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流水</td> <td>同上（本告示第1号）</td> <td>JIS K 0312による（本告示第2号）</td> </tr> <tr> <td>周縁の地下水</td> <td>平成9年3月環告第10号別表による（本告示第3号）</td> <td>同上（本告示第2号）</td> </tr> </tbody> </table>		環境大臣が定める水質の検定の方法		ダイオキシン類に係るものを除く	ダイオキシン類に係るものに限る	保有水等	昭和49年9月環告第64号による（本告示第1号）		放流水	同上（本告示第1号）	JIS K 0312による（本告示第2号）	周縁の地下水	平成9年3月環告第10号別表による（本告示第3号）	同上（本告示第2号）
	環境大臣が定める水質の検定の方法																
	ダイオキシン類に係るものを除く	ダイオキシン類に係るものに限る															
保有水等	昭和49年9月環告第64号による（本告示第1号）																
放流水	同上（本告示第1号）	JIS K 0312による（本告示第2号）															
周縁の地下水	平成9年3月環告第10号別表による（本告示第3号）	同上（本告示第2号）															
8	2.23	厚生労働省 経済産業省 環境省告示 第2号	<p>化審法第2条第4項の規定に基づき化学物質を第1種監視化学物質として指定した            第1種監視化学物質として4物質を追加指定した</p>														
9	2.24	厚生労働省令 第21号	<p>石綿障害予防規則            第1章 総則            第1条 事業者の責務            第2条 定義等            ・「石綿等」、「特定石綿」、「特定石綿等」、「製造等禁止石綿等」の定義を規定した            ・令別表第3第2号37の厚生労働省令で定める物を規定した            第2章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置            第1節 解体等の業務に係る措置（第3条 - 第9条）            第2節 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置（第10条）            第3節 石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置（第11条 - 第15条）            第3章 設備の性能等（第16条 - 第18条）            第4章 管理（第19条 - 第35条）            第5章 測定（第36条 - 第39条）            第6章 健康診断（第40条 - 第43条）            第7章 保護具（第44条 - 第46条）            第8章 製造許可等（第47条・第48条）            第9章 報告（第49条）            附則：施行期日（平成17年7月1日） 経過措置、関連する各種の規則の一部改正</p>														
10	3.2	厚生労働省 経済産業省 環境省告示 第3号	<p>化審法第2条第4項の規定に基づき化学物質を指定化学物質として指定した件            指定化学物質に、36化学物質を追加した</p>														
11	3.3 、 3.4	環境省関係 各種省令	<p>不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う省令            「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める</p>														

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
12	3.7	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省令第2号	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音関係公害防止管理者」を「騒音・振動関係公害防止管理者」に改める</li> <li>・第5条第2号「ただし書」を改め、主務大臣が定める基準（本稿 No.13 参照）を満たせば一人の公害防止管理者が、二つ以上の工場の公害防止管理者となってもよい場合を規定</li> <li>・次の6条を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8条の2 令第9条の主務省令で定める要件（公害防止主任管理者を選任すべき要件）を規定</li> <li>・第11条の2 技術士の選択科目</li> <li>・第11条の3 計量士の区分</li> <li>・第11条の4 衛生管理者の免許の種類及び業務</li> <li>・第11条の5 作業主任者の免許の種類</li> <li>・第15条の2 国家試験科目の免除</li> </ul> </li> <li>・その他 国家試験に関する事項等の改正</li> </ul>
13	3.7	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省告示第1号	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号「ただし書（第10条第2項において準用する）」に基づく基準 当該「ただし書（本稿 No.12 参照）」において「主務大臣が定める」とされている基準（兼務工場間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他）に関して具体的に規定した
14	3.11	厚生労働省 告示第75号	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）の一部改正 別表第1の1(4)中「1,2-シクロヘキサジアミン四酢酸」を「1,2-シクロヘキサジアミン四酢酸（1水塩）」に改める ジエチル-P-フェニレンジアミン法の試薬として用いる「りん酸緩衝液（pH6.5）」に添加する物質
15	3.15	経済産業省 令第23号	計量法施行規則及び基準器検査規則の一部を改正する省令 1. 計量法施行規則の一部改正 ・「法第144条第1項の認定事業者」を「法第144条第1項の登録事業者」に改める ・第90条関係 ・見出しを「（登録に係る区分）」に改める ・「登録に係る物象の状態の量」について24の区分を規定 ・「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」について規定 ・第90条の2（計量器等の区分）を追加 ・第91条関係 ・見出し等の「認定」を「登録」に改める ・添付書類に、参加した技能試験の結果を示す書類等を追加 ・その他、登録に関する条項を追加 2. 基準器検査規則の一部改正 ・「法第144条第1項の認定事業者」を「法第144条第1項の登録事業者」に改める
16	3.22	内閣府・財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 府・省令第1号	PRTR 法施行規則の一部改正 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律第94号）及び鉱山保安法施行規則（平成16年経済省令第96号）の施行に伴う改正

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
17	3.25	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省令第1号	環境影響評価法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (趣旨) 民間事業者等が、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に係る書面の保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この規則の定めるところによる
18	3.25	環境省令第6号	土壌汚染対策法施行規則の一部改正 鉱山保安法及び経済省設置法の一部を改正する法律(平成16年法律第94号)の施行に伴う鉱山保安法引用条項番号の変更
19	3.28	環境省令第7号	廃掃法施行規則等の一部改正 ・則第3条の申請者(一般廃棄物処理施設の設置の申請者)に係る添付書類に関する事項 ・廃プラスチック類を圧縮固化する施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準 ・令第13条の2(平成17年1月6日政令第5号参照)の環境省令で定める埋立地に関する事項 ・法第15条の17第2項等の規定による指定区域に関する事項 ・その他土地の形質に関する事項等を規定した
20	3.28	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省令第2号	容器リサイクル法施行規則の一部改正
21	3.28	厚生労働省 経済産業省 環境省令第3号	使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部改正
22	3.28	経済産業省 環境省令第2号	特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正 以上何れも、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行に伴い、条文中の「能力」を「行為能力」に改める
23	3.30	経済産業省令第37号	計量法施行規則の一部改正 第11条第1項第1号口の次に 八 記憶素子に関する事項 二 印字装置に関する事項 を加える。
24	3.30	内閣府・総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省令第1号	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令 当該年度における、当該特定事業者の事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む環境報告書を作成し、これを当該年度の終了後六ヶ月以内に公表する
25	3.30	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省令第6号	日本工業規格への適合性の認証に関する省令 第1章 表示等(第1条~第3条) 第2章 登録等(第4条~第8条) 第3章 認証の業務(第9条~第26条) 第4章 登録の取消し(第27条~第29条) 第5章 雑則(第30条~第32条) 附則
26	3.30	環境省令第10号	廃掃法施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正 民法の一部を改正する法律の施行に伴い「能力」を「行為能力」に改める

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
27	3.30	内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省告示 第1号	環境報告書（本稿 No.24 参照）の記載事項等 第1 趣旨：環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法を定める 第2 環境報告書の記載事項等： 1．事業活動に係る環境配慮の方針等 2．主要な事業内容、対象とする事業年度等 3．事業活動に係る環境配慮の計画 4．事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 5．事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 6．製品等に係る環境配慮の情報 7．その他：環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい
28	3.30	厚生労働省 告示第125号	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正 平成15年厚生労働省告示第261号について大幅な変更、追加、削除を行った （改正後の条文については、厚生労働省のホームページに記載されています）
29	3.30	環境省告示 第26号	環境影響評価法第4条第9項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項の一部改正 ・第2を次のように改める 第2 環境影響評価項目選定指針に関する基本的事項 1．一般的事項 2．環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針 3．環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項 4．環境影響評価の項目の選定に関する事項 5．調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項 6．参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たっての留意事項 ・第3を次のように改める 第3 環境保全措置指針に関する基本的事項 1．一般的事項 2．環境保全措置の検討に当たっての留意事項 ・第4・第5：字句の変更
30	3.30	環境省告示 第27号	環境影響評価法第48条第2項において準用する同法第11条第3項及び第12条第2項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項の一部改正 ・第1を次のように改める 第1 港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項 本稿 No.29 の第2 とほぼ同じ項目を挙げて、特に港湾の場合について記載 ・第2を次のように改める 第2 環境保全措置指針に関する基本的事項 本稿 No.29 の第3 と同じ項目について記載されている ・第3：改訂を改定に改める



## 『たまには晴耕雨読』(「続・解体新書」改め) No.45

高給なビジネスマンでもないかぎり、飛行機に乗るということは、非日常の出来事であることが多い。ちょっと窮屈な座席から眺めるスカイブルーの空、キャピクルーの笑顔に対して少しばかりドキドキしたり、機内誌の舶来品の広告を眺めては、少しセレブな気持ちになったりと、短い一時ではあるが、とても楽しい時間であることには違いない。乗客がゆったりと機内で寛いでいられるのは、もちろん航空機の安全性が高いと信じられているためであり、ひとたびトラブルが生じれば、大惨事となることは過去の事例により明らかだ。もっとも、最近国内では大型旅客機による事故はほとんどなく、日本の航空会社による大事故は、日本航空のボーイング747型機による御巣鷹山での墜落以来ないように思える。

ところが最近、航空機の整備ミスによる部品の脱落、パイロットの操縦ミスによる機体の損傷、管制指示の誤認による無許可の離陸など、安全神話が根底から崩れてしまいかねないトラブルが続発している。機体のトラブルに対しては、故障や整備ミスが致命的なトラブルにならないよう、フェイルセーフ(危機管理の概念の一種)が取り入れられているため、さほど深刻に考えることもあるまい。操縦ミスについても、最新の機種では、フライバイワイヤーといって、パイロットが操縦桿を動かしても、それはコンピューターへの命令であって、あくまでも舵取りをしているのはコンピューターで、無理な操縦や、突然の気流変化にも適切に対応する仕組みが備えられている。それに対して、管制官の指示は極めて人的な要素であり、上空での衝突防止システムなど、いくつかリスク回避の仕組みが備わってはいるものの、従来とかわらず、危険性の高い部分であるといえる。

それでは、航空管制とはどのようなものなのか。日本で航空管制を行っているのは、国土交通省(旧運輸省の部分)であり、その主な業務は 管制官などによる航空交通管制業務、航空用の無線施設(電波灯台)の維持管理や気象・滑走路や障害物に関する情報提供、遭難やハイジャックに対する緊急時の安全確保に関する業務となっている。当社の仕事で上層気象観測を行う際、通報や許可を申請するのは、2番目の障害物に関する情報提供に関する部分で、気球やゾンデの浮揚する位置や時刻が、航空管制情報官からパイロットに対して情報提供される。これらの業務は、どれも安全確保には不可欠なものであるが、直接事故につながるのは、やはり管制業務だろう。

旅客機が離陸してから(正確にはスポットを離れてから)、着陸するまでは全て管制官の指示に従わなければならない。かってに動いたり、方向を変えることはできず、上空では航空路に沿って飛行しなければならない。航空路が自動車の道路と違う点は、道が3次元的に存在することであり、ちょうど四角いトンネルが空中にたて横ななめにあると思えば良い。また航空路とともに航空管制にとって重要なのが空域であり、ICAO(国際民間航空機関)によって割り振られたエリア毎に範囲や高さが定められている。最も大きい分け方がFIR(飛行情報区)といって、日本周辺では東京FIRと那覇FIRに大別される。FIRはさらに管制区、洋上管制区、非管制空域に分けられ(図参照)、このうち管制区の中の空港周辺には進入管制区が設けられ(地方など、ない空港もある)、さらにその中に管制圏が設けられる。よく航空機へは、管制塔から指示を出していると思われがちであるが、管制塔でコントロールしているのは空港周辺に限られ、それ以外の管制は飛行場ではなく、例えば東京FIRでは埼玉県所沢にある国土交通省東京航空交通管制部で行っている。

さて今回は、実際に管制官と航空機とのやり取りを、無線を聞きながら、指示の取り違えの可能性について検証してみるとともに、大空へフライトしてみよう。(石)

### ・空域の概念(断面)



駄作三昧（その2）

諸般の事情により、主題から「い」を除くことにしました（この方が長続きできそうですから…）。

生命（いのち）

五月の若葉が 私に疑問を投げかける  
それは一体何なのか

かたい幹の中から 細い梢の先から  
萌え出てくるもの それは何なのか  
寒い冬に耐え 春の眠りの中から  
力強く息吹くもの それは何なのか

友よ

この今を  
光り輝くこの時を  
もっともっと大切にしよう  
たとえ 重苦しい争いの日々が  
かさ高く  
私達を覆いかくそうとしても

友よ

眼を外に向けよう  
五月の若葉は ほら あんなに  
私達に教えてくれているのではないか  
そのものがあることを  
それが 私達の中にもあることを

これは、前回と同じ頃、私の息子（当時中学3年生）の宿題用に作ってやったのですが、息子は、照れくさくて提出しなかったそうです。もともと私の作風は、こんな元気のいいものではなく、もっと「なよなよ」したものばかりなので、これは「異」作といえます。でも…一寸「かっこいい」気もしますが、どうでしょうか。（藤井）

<パズル&クイズ>

〔今回の問題〕

今回は、海の生物の呼び名を集めてみました。  
「海老」は顔馴染ですが、後は…？

海月	海老	海鞘	海豹
海星	海胆	海獺	海馬
海驢	海鼠	海豚	海象

〔前回の解答〕

台風常（上）陸 家（我）田浸（引）水  
台風の本土上陸数も降雨量も新記録でした。

惨（三）三九度 接者多熊（切磋琢磨）  
暑い日が続いて、山の木の実に異変が起こり、熊が里に下りて来ました。

後寝（アテネ）五輪 金銀銅多（だ）  
日本の選手の頑張りで、つい夜更かしを…。

不湯（当）表示 露見（天）風呂  
お湯は、温かくなくては困りますが、回し湯は嫌ですね。

仙台（千載）一遇 咲（最）多安打  
楽天とイチローと…プロ野球も賑やかです。

様様様様（ヨンさま） 嬉声韓話（規制緩和）  
日本の私で惚れるさえ、ユジン惚れるの無理はない（八百屋お七より）

天地騒々（創造） 風震（林）火山  
何せ、地球は縮まってきていますので。

（括弧の中の言葉をもじっています）

〔編集後記〕

横環協の共同実験や、日環協の技能試験に参画していると、他社の方々の原稿を校正することが時々あります。文章の構成や内容、そして言葉づかい・「てにをは」等もしっかりしていて、その会社の教育が伺える場合もありますが、「目茶苦茶」な文章を平気で送ってくる会社もあって、そういう時は、書いた（今は「打ち込んだ」ですか）本人は勿論ですが、それを素通ししている上司の顔を見たくなくなります。果たして当社はどうでしょうか。笑われないように心掛けましょう。

（再生紙を使用しています）